

令和 8 年第 3 回東海村議会定例会提出議案概要

令和 8 年 8 月 2 7 日

議案番号	議 案 名	説 明						
報告第 11 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）	職員が公用車両から降車するため、運転席ドアを開扉した際に、隣に駐車していた車両に当該扉を接触させ、駐車車両の左側後部座席ドアを損傷させた件に関し、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている損害賠償の額を定め、和解することについて、専決処分をしましたので、同法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告するものであります。 1 事故発生日 令和 8 年 5 月 2 2 日 2 発 生 場 所 東海村役場敷地内 3 損害賠償額 1 3 4, 7 5 0 円						
報告第 12 号	令和 7 年度健全化判断比率の報告について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 7 年度の健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。 令和 7 年度決算をもとに健全化判断比率を算定したところ、いずれの指標についても早期健全化基準を下回っております。						
報告第 13 号	令和 7 年度資金不足比率の報告について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 7 年度の資金不足比率について、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。 公営企業を含む特別会計における資金不足比率については、令和 7 年度決算で資金不足を生じた特別会計はありません。						
報告第 14 号	令和 7 年度公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団決算等の報告について	公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団から令和 7 年度の決算等の報告がありましたので、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。 1 財産目録 <table><tr><td>(1) 資産合計</td><td>1 5 8, 9 4 3, 7 1 4 円</td></tr><tr><td>(2) 負債合計</td><td>4 0, 9 6 1, 1 7 0 円</td></tr><tr><td>(3) 正味財産</td><td>1 1 7, 9 8 2, 5 4 4 円</td></tr></table> 2 事業報告	(1) 資産合計	1 5 8, 9 4 3, 7 1 4 円	(2) 負債合計	4 0, 9 6 1, 1 7 0 円	(3) 正味財産	1 1 7, 9 8 2, 5 4 4 円
(1) 資産合計	1 5 8, 9 4 3, 7 1 4 円							
(2) 負債合計	4 0, 9 6 1, 1 7 0 円							
(3) 正味財産	1 1 7, 9 8 2, 5 4 4 円							

		(1) 令和7年度文化自主事業報告 『ワタナベお笑いライブ2025 in 東海村』 外10件 (2) 令和7年度ギャラリー自主事業報告 『東海村所蔵作品 稲村退三の油彩画展』 外10件 (3) 令和7年度スポーツ事業報告 チャレンジスクール「弓道の部」 外10件
議案第53号	東海村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、多機能端末機を使用した印鑑登録証明の申請において、新たに導入された特定在留カード及び特定特別永住者証明書の利用を可能とするほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。
議案第54号	東海村長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	組織としての課題認識及び是正措置の遅れにより、村財政への損失を拡大させ、村民の信頼を損ねたことに対し、村長及び副村長の給料を減額するため、条例の一部を改正するものであります。
議案第55号	東海村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、満3歳以上限定小規模保育事業に関する基準及び小規模保育事業所における理学療法士等の配置に関する特例基準並びに児童対象性暴力等の防止に係る規定が整備されたことに伴い、満3歳以上限定小規模保育事業に関する規定、小規模保育事業所A型等において、理学療法士等を1人に限り、保育士とみなすことができることとする規定及び児童等対象業務従事者の犯罪事実確認その他の必要な措置に関する規定の追加等を行うため、条例の一部を改正するものであります。
議案第56号	東海村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により、児童対象性暴力等の防止に係る規定が整備されたことに伴い、児童等対象業務従事者の犯罪事実確認その他の必要な措置に関する規定を追加するため、条例の一部を改正するものであります。
議案第57号	東海村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正により、満3歳以上限定小規模保育事業に関する基準が整備されたことに伴い、当該小規模保育事業の利用定員及び利用定員を超える場合の選考方法の規定の追加その他所要の改正を行うため、条例の一部を改正す

	する条例の制定について	るものであります。																												
議案第 58 号	東海村と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例の制定について	地方自治法による国の技術的助言に基づき、中小企業者等に係る経営危機の際の私的整理手続において、茨城県信用保証協会から求償権の放棄等の申出があった場合に、本村が回収納付金を受領する権利について、企業者等の迅速な事業再生及び地域経済の活性化を図るため、当該申出が条例で新たに定める計画又は要請によるときに、当該権利を放棄することができるようにするため、条例の一部を改正するものであります。																												
議案第 59 号	令和 8 年度東海村一般会計補正予算（第 3 号）	予算総額に歳入歳出それぞれ 5 2 6， 3 9 5 千円を追加し、予算総額を 2 2， 7 3 2， 0 0 8 千円とするものであります。 補正の主な内容につきましては、令和 8 年度人事異動結果の反映のほか、国県補助金の前年度精算、けやきの杜保育所の取得、物価高騰等に伴う社会福祉施設等及び商工会加盟事業者への支援、令和 8 年台風第 6 号の影響による農業用ビニールハウス等の復旧に係る補助事業の実施等に伴い、必要な予算措置を講じるものであります。 1 歳入 <table><tr><td>（1）村税</td><td>1 0 5， 9 5 3 千円</td></tr><tr><td>（2）分担金及び負担金</td><td>6 3 2 千円</td></tr><tr><td>（3）国庫支出金</td><td>1 2 4， 2 7 1 千円</td></tr><tr><td>（4）県支出金</td><td>4 4， 2 0 6 千円</td></tr><tr><td>（5）財産収入</td><td>1 2， 8 8 0 千円</td></tr><tr><td>（6）繰入金</td><td>1 3 8， 6 5 2 千円</td></tr><tr><td>（7）繰越金</td><td>1 1 2， 8 5 6 千円</td></tr><tr><td>（8）諸収入</td><td>1， 8 4 5 千円</td></tr><tr><td>（9）村債</td><td>△ 1 4， 9 0 0 千円</td></tr></table> 2 歳出 <table><tr><td>（1）議会費</td><td>△ 4 8 2 千円</td></tr><tr><td>（2）総務費</td><td>1 6， 9 6 7 千円</td></tr><tr><td>（3）民生費</td><td>3 1 4， 7 7 0 千円</td></tr><tr><td>（4）衛生費</td><td>5 0， 1 4 2 千円</td></tr><tr><td>（5）農林水産業費</td><td>6 1 8 千円</td></tr></table>	（1）村税	1 0 5， 9 5 3 千円	（2）分担金及び負担金	6 3 2 千円	（3）国庫支出金	1 2 4， 2 7 1 千円	（4）県支出金	4 4， 2 0 6 千円	（5）財産収入	1 2， 8 8 0 千円	（6）繰入金	1 3 8， 6 5 2 千円	（7）繰越金	1 1 2， 8 5 6 千円	（8）諸収入	1， 8 4 5 千円	（9）村債	△ 1 4， 9 0 0 千円	（1）議会費	△ 4 8 2 千円	（2）総務費	1 6， 9 6 7 千円	（3）民生費	3 1 4， 7 7 0 千円	（4）衛生費	5 0， 1 4 2 千円	（5）農林水産業費	6 1 8 千円
（1）村税	1 0 5， 9 5 3 千円																													
（2）分担金及び負担金	6 3 2 千円																													
（3）国庫支出金	1 2 4， 2 7 1 千円																													
（4）県支出金	4 4， 2 0 6 千円																													
（5）財産収入	1 2， 8 8 0 千円																													
（6）繰入金	1 3 8， 6 5 2 千円																													
（7）繰越金	1 1 2， 8 5 6 千円																													
（8）諸収入	1， 8 4 5 千円																													
（9）村債	△ 1 4， 9 0 0 千円																													
（1）議会費	△ 4 8 2 千円																													
（2）総務費	1 6， 9 6 7 千円																													
（3）民生費	3 1 4， 7 7 0 千円																													
（4）衛生費	5 0， 1 4 2 千円																													
（5）農林水産業費	6 1 8 千円																													

		(6) 商工費 9, 9 3 3 千円 (7) 土木費 1 0 6, 7 3 3 千円 (8) 教育費 △ 2 8, 7 1 5 千円 (9) 諸支出金 5 6, 4 2 9 千円
議案第 60 号	令和 8 年度東海村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	予算総額に歳入歳出それぞれ 6 0, 0 2 5 千円を追加し、予算総額を 2, 8 8 2, 9 9 2 千円とするものであります。 補正の内容につきましては、令和 8 年度の人事異動に伴う職員給与費の減額及び令和 7 年度実質収支の確定に伴い、必要な予算措置を講じるものであります。 1 歳入 (1) 繰入金 △ 2 1 千円 (2) 繰越金 6 0, 0 4 6 千円 2 歳出 (1) 総務費 △ 2 1 千円 (2) 基金積立金 6 0, 0 4 6 千円
議案第 61 号	令和 8 年度東海村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	予算総額に歳入歳出それぞれ 8, 7 1 3 千円を追加し、予算総額を 7 8 8, 0 1 0 千円とするものであります。 補正の内容につきましては、令和 7 年度実質収支の確定に伴い、必要な予算措置を講じるものであります。 1 歳入 繰越金 8, 7 1 3 千円 2 歳出 繰出金 8, 7 1 3 千円
議案第 62 号	令和 8 年度東海村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	(保険事業勘定) 予算総額に歳入歳出それぞれ 1 8 7, 5 2 3 千円を追加し、予算総額を 3, 1 9 3, 9 5 0 千円とするものであります。 補正の主な内容につきましては、令和 7 年度実質収支及び国庫支出金、県支出金等の返還金の確定等に伴い、必要な予算措置を講じるものであります。 1 歳入 (1) 保険料 3, 0 0 9 千円 (2) 国庫支出金 4 7 千円

		(3) 支払基金交付金 6, 1 1 5 千円 (4) 県支出金 2 4 千円 (5) 繰入金 3 1, 7 3 7 千円 (6) 繰越金 1 4 6, 5 9 1 千円 2 歳出 (1) 地域支援事業費 1 9 2 千円 (2) 保険福祉事業費 2, 9 6 4 千円 (3) 基金積立金 6 9, 5 9 1 千円 (4) 諸支出金 1 1 4, 7 7 6 千円 (介護サービス事業勘定) 予算総額に歳入歳出それぞれ 1, 1 5 4 千円を追加し、予算総額を 4, 7 4 6 千円とするものであります。 補正の内容につきましては、令和 7 年度実質収支の確定に伴い、必要な予算措置を講じるものであります。 1 歳入 繰越金 1, 1 5 4 千円 2 歳出 諸支出金 1, 1 5 4 千円
議案第 63 号	令和 8 年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	予算総額に歳入歳出それぞれ 1, 4 9 6 千円を追加し、予算総額を 2 5, 7 7 1 千円とするものであります。 補正の内容につきましては、令和 7 年度実質収支の確定に伴い、必要な予算措置を講じるものであります。 1 歳入 繰越金 1, 4 9 6 千円 2 歳出 諸支出金 1, 4 9 6 千円
議案第 64 号	令和 8 年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	予算総額に歳入歳出それぞれ 1 1 4, 3 4 2 千円を追加し、予算総額を 7 0 3, 7 1 5 千円とするものであります。 補正の主な内容につきましては、令和 8 年度の人事異動に伴う職員給与費の増額、伐木処分及び整地工事、令和 7 年度実質収支の確定等に伴い、必要な予算措置

		を講じるものであります。 1 歳入 (1) 繰入金 1 0 1, 4 3 0 千円 (2) 繰越金 1 2, 9 1 2 千円 2 歳出 (1) 区画整理事業費 1 0 1, 4 3 0 千円 (2) 諸支出金 1 2, 9 1 2 千円
議案第 65 号	令和 8 年度那珂地方公平委員会特別会計補正予算(第 1 号)	予算総額に歳入歳出それぞれ 9 9 千円を追加し、予算総額を 8 8 2 千円とするものであります。 補正の主な内容につきましては、令和 7 年度実質収支の確定等に伴い、必要な予算措置を講じるものであります。 1 歳入 繰越金 9 9 千円 2 歳出 総務費 9 9 千円
議案第 66 号	備品購入契約の締結について	1 契約の目的 東海村窓口発券機 2 契約の方法 随意契約 3 契約金額 金 9, 9 0 0, 0 0 0 円 4 契約の相手方 住所 茨城県水戸市見川 4 丁目 6 6 8 番地の 3 名称 株式会社東関東明光販売 水戸営業所 所長 青木 康浩
議案第 67 号	令和 7 年度東海村下水道事業会計利益の処分について	地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 7 年度剰余金処分計算書のとおり、利益の処分について議決を求めるものであります。 (剰余金の処分) 年度末残高 8 0, 1 0 7, 5 3 2 円 処分額 8 0, 1 0 7, 5 3 2 円 処分後残高 0 円
認定第 1 号	令和 7 年度東海村一般会計歳入歳出決算の認定について	・歳入総額 2 4, 3 6 9, 1 9 7, 3 2 5 円 ・歳出総額 2 3, 9 6 1, 2 7 3, 1 3 0 円 ・差引額 4 0 7, 9 2 4, 1 9 5 円

		・翌年度繰越財源 95,068,031円 ・実質収支額 312,856,164円
認定第2号	令和7年度東海村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	・歳入総額 2,871,426,800円 ・歳出総額 2,811,380,424円 ・差引額 60,046,376円 ・実質収支額 60,046,376円
認定第3号	令和7年度東海村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	・歳入総額 699,395,632円 ・歳出総額 690,682,480円 ・差引額 8,713,152円 ・実質収支額 8,713,152円
認定第4号	令和7年度東海村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	(保険事業勘定) ・歳入総額 3,187,108,797円 ・歳出総額 3,040,516,337円 ・差引額 146,592,460円 ・実質収支額 146,592,460円 (介護サービス事業勘定) ・歳入総額 4,885,592円 ・歳出総額 3,730,834円 ・差引額 1,154,758円 ・実質収支額 1,154,758円
認定第5号	令和7年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	・歳入総額 48,195,032円 ・歳出総額 46,698,505円 ・差引額 1,496,527円 ・実質収支額 1,496,527円
認定第6号	令和7年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	・歳入総額 899,098,006円 ・歳出総額 787,462,876円 ・差引額 111,635,130円 ・翌年度繰越財源 98,723,000円 ・実質収支額 12,912,130円

認定第 7 号	令和 7 年度那珂地方公平 委員会特別会計歳入歳出 決算の認定について	・歳入総額 8 4 8, 3 8 8 円 ・歳出総額 6 5, 1 7 2 円 ・差引額 7 8 3, 2 1 6 円 ・実質収支額 7 8 3, 2 1 6 円
認定第 8 号	令和 7 年度東海村水道事 業会計歳入歳出決算の認 定について	1・収益的収入 8 6 4, 8 5 4, 2 2 8 円 ・収益的支出 8 1 9, 2 2 0, 8 5 9 円 ・収益的収支 4 5, 6 3 3, 3 6 9 円 2・資本的収入 3 6 4, 3 5 6, 0 0 0 円 ・資本的支出 6 3 9, 3 2 0, 1 3 8 円 ・資本的収支 △ 2 7 4, 9 6 4, 1 3 8 円
認定第 9 号	令和 7 年度東海村病院事 業会計歳入歳出決算の認 定について	1・収益的収入 3 5 9, 3 3 6, 1 5 4 円 ・収益的支出 3 7 0, 2 4 3, 5 1 2 円 ・収益的収支 △ 1 0, 9 0 7, 3 5 8 円 2・資本的収入 0 円 ・資本的支出 1 9 6, 3 3 5, 0 1 2 円 ・資本的収支 △ 1 9 6, 3 3 5, 0 1 2 円
認定第 10 号	令和 7 年度東海村下水道 事業会計歳入歳出決算の 認定について	1・収益的収入 1, 3 2 4, 4 3 7, 1 8 5 円 ・収益的支出 1, 2 3 7, 8 8 7, 3 6 7 円 ・収益的収支 8 6, 5 4 9, 8 1 8 円 2・資本的収入 5 8 5, 0 5 5, 1 5 1 円 ・資本的支出 1, 0 1 7, 0 6 6, 2 2 9 円 ・資本的収支 △ 4 3 2, 0 1 1, 0 7 8 円

- ※ 法律関係
- ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
 - ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
 - ・地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）
 - ・出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 59 号）
 - ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）
 - ・乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）
 - ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）

- ・地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）

なお、今会期中に人事案件 2 件を追加提出したく準備をしておりますので、よろしくお願いいたします。